

本日、第二日目の案件は、第一日目に所管の委員会にそれぞれ審査を付託されたもののうち、結論づけられた案件の審査報告がほとんどで、新たに過日の全協で建設委員会に選考を一任した農業委員会委員の推せん一件と、閉会中の継続審査及び特定事件となっております。

日程はお手元にお配りのとおり順序ですが、報酬関係の四案は総務委員会で一括審査をしておりますので、これを一括上程とすることになりましたのでよろしくお願いいたします。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、全日程終了後に行うことを議運は了承しておりますので、あらかじめお含みおき願います。

以上でございますが、本日の議事が円滑に運ばれますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

○議長（岩田 博君） ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岩田 博君） これより日程に入ります。

この際日程第一から日程第四までの四議案を一括して上程いたします。

日程第一議案第三十五号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第二議案第三十六号 非常勤の特別職の職員、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三議案第三十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第四議案第三十八号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

以上四議案を一括して議題といたします。

本四議案については、ともに総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 森田治男君登壇）

○総務委員長（森田治男君） ただいま一括議題となりました議案第三十五号から議案第三十八号までの四議案につきまして、当委員会における審査概要について御報告申し上げます。

なお、報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本四案の審査に当たっては、当委員会でも一括して審査を行い、報酬等審議会における審議概要につき答申書の報告もございました。又、市民一般の平均収入額、市職員の平均給与、非常勤の特別職の職員の他市の状況等につきそれぞれ質疑がございました。市民一人当たりの平均的勤労者の収入額は年額約二百九十万円、市職員の平均月額額は十八万七千五百円となっております。非常勤特別職の二十六市平均は、月額で教育委員が四万五千四百五十三円、選管の委員が二万六千三百九十六円、監査委員中、知識経験者が五万八千四百四十五円、農業委員は二万一千五百六十九円であり、この答申書は昨年四月をものとしましてございまして、一般職員の給与改定が十二月に行われ、その後、特別職報酬等審議会が開かれ、本来なら昨年の四月時点にさかのぼることも考えられるものの、一年後の四月一日施行としたものであります。さらに広く一般市民の声を聞くための委員を選ぶべきであり、本案は反対するとの意見、あるいは公平な立場の委員からなる報酬等審議会の答申案による本案に賛成であるとの意見もあって、本四議案については起立採決の結果、賛成多数で可決すべき

ものと決定した次第でございます。

当委員会の決定どおり御可決くださるようお願い申し上げ、審査の御報告といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。二番松山 清君。

(二番松山 清君登壇)

○二番(松山 清君) 議案第三十五号、三十六号、三十七号、三十八号について反対討論をいたします。

初めに議員の報酬についてありますが、議員の報酬についてのわが党の基本的な考え方にはついては、すでにもうまでの報酬値上げのときどきの反対討論において再三申し述べてまい

りましたので、今回、ここで改めて申し上げることはいたしません。

さて、今回の議員報酬の引き上げであります。今回の引き上げ額になれば年収約三百十万円ほどになります。一方、市民の勤労者の平均的年収は約二百九十万円とのことであり、すでに議員は現行の報酬額においても年収約三百十五万円ほどであり、勤労者の平均より上回っておりますし、今回の引き上げによりこれを越えるか上回る結果となります。いまインフレ不況のもとで苦しんでいる市民の実態から見るならば、今回の引き上げは当然見送られてしかるべきであります。又、現在の当市議会の議員の生活状況を見ましても、この報酬によって生活を維持しているという人はきわめて少数であります。現行の報酬において十分生活でき得る金額でもあります。いま議会に求められておりますのは報酬の引き上げではなく、市民生活を守る上できめ細かな市民要求をいかに実現させていくかというところであります。このことを私は痛切に感じておりますし、貴重な市民の財源四百十数万円を今回の報酬引き上げに使用するのでなく、市民要求実現にこそ使うものであると私は考えるものであります。

次に、非常勤の特別職職員報酬についてであります。現行の金額から見ると十分とは言えないまでも、いまの社会状況から見ると直ちに引き上げをするというよう

な理由を私は見つけ出すことが困難であります。

最後に市長、助役、収入役、教育長等の給与についてありますが、これらの市の最高責任者として、いまの不況インフレのもとで市民が額に汗して働いてもなおかつ苦しい生活を余儀なくされている現状をどのように感じておられるか。又、市当局への多様化する市民要望は、その多くが財源難を理由にして実現していないのではないのでしょうか。特に市長においては、市民の声を全く聞くことをしなっており、このようなことに一歩の反省もすることなく、又、給与の引き上げを提案するなどでもない話であります。みずから立候補して市長となり、又、本人の承諾のもとにその役職についていたものが、一般職との間での給与の均衡や職務の重要性等々することは筋違いもはなはだし

いと思えます。現行の給与においても必要かつ十分な内容であり、引き上げなど考えることなく、いまの市民の置かれているきわめて厳しい現状を、どお行政の点によって救うことができるということにのみ全力を注ぎ、今回の引き上げの所要額百五十五万円を含む貴重な財源を投入することをするのが当然ではないかと思えます。そのような市長に考え直してもらいたいということを強く申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長(岩田 博君) 賛成者二十四番塩野鉄之助君。

(二十四番 塩野鉄之助君登壇)

○二十四番(塩野鉄之助君) 私は本四議案に対し賛成の立場から討論を行います。

すでに議員各位も十分御承知のとおり、本案提出に先立ち、昨年八月の人事院勧告に基づいて一般職員の給与改正が十二月定例会で出され、その後今春になって市長の諮問機関である特別職報酬等審議会が組織され、各界代表のりっぱな九人の委員が一般市民の声を代表しているものであり、その委員会における集約として答申がなされたものを市長が今定例会に提出したものであります。

一体、この特別職等の報酬はどの程度が望ましいかという基準なり、メジャーはおのの自治体の形態によっても異なるであらうし、その時点の経済動向によっても変動することは当然であります。過去の地財法下における特別職報酬の据え置きによるアンバランスも逐次是正され、又、各行政委員会、非常勤特別職等の関係もそうした配慮がなされている。よって今回の条例改正四案については賛成するものであります。

○議長(岩田 博君) 以上で討論を終わります。

これより本四案について起立によって採決いたします。
お諮りいたします。

議案第三十五号、議案第三十六号、議案第三十七号及び議案第三十八号については、それぞれ委員会報告により決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田 博君) 起立多数であります。よって議案第三十五号、議案第三十六号、議案第三十七号及び議案第三十八号の四案はそれぞれ委員会審査報告により可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第五議案第三十九号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) ただいま議題となりました議案第三十九号につきまして、審議経過と結果を御報告申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

(議案審査報告書) 別添参照

今回の改正は、団長その他の格差あるいは他市の関係からいって団員の方にある程度の配慮をすべきではないかということで、下に厚く上に薄いという考え方で改正しようとするものであります。この改正によつて団長が九千五百円、副団長が七千六百円、分団長が五千七百円、副分団長が四千四百円、部長三千七百円、班長二千八百円、団員二千円がそれぞれアップされる額である。これを仮にそのまま七、五%のアップ率でいくと団長は二千円上乗せの一万一千五百円となるが、九千五百円で抑え、逆に班長、団員は百円づつであるが七、五%のアップより上乗せしている等の理事者の説明を受けました後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定とあり御賛同賜りますようお願いいたしますして審査報告いたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十号は委員会審査報告とあり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第七議案第四十一号福生市宮野球場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については統務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願

陳議四十四
反町討論
賛成討論
議四十五
議四十六
議四十七
議四十八
議四十九
議五十

第二日
議三十八
反町討論
賛成討論
議三十九
議四十

います。

(総務委員長 林田治男君登壇)

○総務委員長(林田治男君) 御指名によりましてたゞいま議題になりました議案第四十一号につきまして、その審議経過と結果を御報告申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案は新たに田園地区に野球場が設置されたことによる条例改正でございます。当委員会としても現地をつぶさに踏査した後審査を行ったわけでございますが、委員中より、利用者の駐車用地、別表の地番につき指摘があった後、全員異議なく本案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願い申し上げます。審査の御報告といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております議案第四十一号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

たゞいま東田正治君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することはいずれも御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よつて議案第四十一号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第八議案第四十二号福生市災害平慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 議案第四十二号について補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

冒頭理事者より説明を受けました後、質疑に入り、住居が半壊とか全壊の場合、貸家に入っている人も適用になるのか。この条例に対する予算的なことはどうなっているのか。又適用日が五十二年一月十四日からと、大分前にさかのぼっているが、この辺について等の質疑に対し、住居関係は、災害当時福生市に住んでいた者となっているが、所有者とか分けていないので、貸家でも適用になる。これらの予算については、以前はそのつど補正をしたが、その後補正は必要ないのではないかとということを出さないようになった。適用日の問題は例規審議会でも問題になったが、国や都も一月十四日からとなっており、又、そうするようへの指示もあったので、多少疑問はあるが、あえて一月十四日としたわけである。さらに、今度こういう改正があった場合、額だけを列挙するのでなく、何が幾らになると一目でわかるような方法を検討していただきたいとの意見がありました。その後本条例の一部改正案については、全員一致で原案とあり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定とあり御賛同賜りますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(岩田 博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第四十二号については、討論を省略し、委員会報告とあり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第四十二号は委員会審査

報告とあり可決されました。

○議長(岩田 博君) 日程第九議案第四十四号昭和五十三年度福生市一般会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

総務委員長森田治男君。

(総務委員長森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名によりまして、ただいま議題となりました議案第四十四号の当委員会所管分について審査経過と結果報告を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって先ほど事務局長から報告のごさいましたとおり、給与費明細書に一部誤りが指摘され、訂正したことをまずもって御報告申し上げます。

本補正の審査に当たって歳入と歳出に分けて行い、各委員からの質疑に対し、次のような答弁がなされました。

まず歳入におきましては、固定資産税関係の補正は当初予算の編成時点と、その後の調定における差が生じたためである。固定資産税率改正に伴う地代、家賃のいわゆる便上値上げの問題については、上級官庁からの通達を簡略にまとめ、広報に載せ、さらに関係地主の一部にも直接会って、その旨を伝えている。都財政逼迫から学校警備員への補助や消防委託の都補助について市長会等を通じて復活要求を重ねているが、都予算の内容から見るとなかなか厳しいと判断する。今回の補正を含め地方債の未償還金は、五十二年度末において約三十一億七千三百万円、本年度予定される地方債は六億五千三百八十万円、さらに本年度償還金を差し引きすると、五十三年度末における未償還金は約三十七億二千五百万円程度となる。

続いて歳入におきましては、図書購入として二千万円の補正をしたが、この消化に当たっては現体制で残業等をし、それでも不足するようならパートで消化するようになりたい。さらに本予算の仮称中央図書館建設に関連して理事者側より説明がなされましたが、この仮称中央図書館については、当初高学年用学習等使用施設として防衛施設庁に要求してまいったもので、現段階では機械室等を含め約二千八百十九平方メートルの建築面積で、このうち集会室として約二千七百七十四平方メートル、図書館分として機械室を

含めて六百四十四平方メートル。全体の予算は約七億で、このうち躯体部分で一億九千万円余りで、ここの秋ごろ着手できるように防衛施設庁等と折衝中であるとの答弁がございました。

このような説明がなされ、委員中より本補正予算は特別職の報酬引き上げによるもので、市民に直接関係の薄い予算である。したがって反対などの意見もあって、本補正予算第一号の統務委員会所管分について、起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上でございます。

○議長（岩田 博君） 次に建設委員長高波 忠君。

（建設委員長高波 忠君登壇）

○建設委員長（高波 忠君） 御指名でございますので、議案第四十四号 当委員会に付託されました所管分について、審査の補足説明を申し上げます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案については市民部の経済課及び建設部関係について順次説明を願った後、質疑に入りました。

まず委員より商工統務費において職員一名が減となっているが、セタ行事を前にして商工運営に支障を来さないかとの質疑があり、これに対して、組織改正前の消費生活係が商工係に抱含されたことにより消費生活係分が一名減となったものであるが、結果的には商工係に消費生活係を含めて経済的に商工行政を行っていくものであり支障はないとの答弁がありました。次いで市道改良工事における銀座通りの工事の内容についてということに対し、高崎ボンプ店から扶桑会館前までは工事を終わっている。今年度は扶桑会館から表通りまで三百二十メートルを工事するものであるとの答弁がありました。又、この銀座通りの舗装打ちかえ工事は路面を高くするのことに對して、この道路は非常に高くなつており当然切り下げるわけである。いま十字溝が入っているが、舗装のみ打ちかえるものであるとの答弁がありました。さらに関連して、扶桑会館の庭が舗装されて高くなっている。以前この場所は雨水が流れ込んでいたが、扶桑会館ができたことにより雨水が流れ込まず、その雨水が隣家の方に行っている状況であるので、この雨水の排水についてどのように考えられているのかとの質疑がありました。それに対しては、扶桑会館の外構工事の中で、現地をよく調査した上で必要とあれば敷石等を取りつけて処置したいと思うとの答弁がありました。又要望として、一委員から西地区汚水管も